

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第10条の8の2第3項
処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 第10条の8の2第1項～第3項（クロスボウの保管の委託）
処 分 基 準： クロスボウ保管業者が、法第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7 第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発 生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に 非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：